

別表(第二条、第六条、附則第九項関係)

事業の種類	事業の要件
一 第三条第一号に掲げる工作物の新築及び増築の事業	イ 建築物(高さ又は建築面積若しくは延べ面積が知事が富士山景観配慮地区の指定に係る手続の例により富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積を超えるものに限る。口において同じ。)の新築の事業
	ロ 建築物の増築(増築後において、その高さ又は建築面積若しくは延べ面積がイの規定により知事が定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
二 第三条第二号に掲げる工作物の新築及び増築の事業	イ 鉄塔(高さが三十メートルを超えるものに限る。口において同じ。)の新築の事業
	ロ 鉄塔の増築(増築後において、その高さが三十メートルを超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
三 第三条第三号に掲げる工作物の新築及び増築の事業	イ ダム(高さが二十メートルを超えるものに限る。口において同じ。)の新築の事業
	ロ ダムの増築(増築後において、その高さが二十メートルを超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
四 第三条第四号に掲げる工作物の新築及び増築の事業	イ 鋼索鉄道(延長が七十メートルを超えるものに限る。)の新築の事業
	ロ 鋼索鉄道の増築の事業(増築に係る部分の延長が七十メートルを超えるものに限る。)
五 第三条第五号に掲げる工作物の新築及び増築の事業	イ 索道(傾斜亙長が六百メートルを超えるもの又は起点と終点の高低差が二百メートルを超えるものに限る。)の新築の事業
	ロ 索道の増築の事業(増築に係る部分の傾斜亙長が六百メートルを超えるもの又は増築に係る部分の起点と終点の高低差が二百メートルを超えるものに限る。)
六 第三条第六号に掲げる工作物の新築及び増築の事業	イ 遊戯施設(高さ又は地上部分の水平投影面積が知事が富士山景観配慮地区の指定に係る手続の例により富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は地上部分の水平投影面積を超えるものに限る。口において同じ。)の新築の事業
	ロ 遊戯施設の増築(増築後において、その高さ又は地上部分の水平投影面積がイの規定により知事が定める高さ又は地上部分の水平投影面積を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
七 第三条第七号に掲げる工作物の新築及び増築の事業	イ 太陽光発電施設(同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区の指定に係る手続の例により富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるものに限る。口において同じ。)の新築の事業
	ロ 太陽光発電施設の増築(増築後において、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和がイの規定により知事が定める同一敷地内の地上部分の水平投影面積を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
八 条例別表第一第二号に掲げる事業	イ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路(口において「一般国道等」という。)の新設の事業(車線(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く、以下この項において同じ。)の数が四以上であり、かつ、長さが四キロメートル以上である道路又は車線の数が二以上であり、かつ、長さが八キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)
	ロ 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。)の長さの合計が四キロメートル以上のもの又は車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が二以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が二以上であるものに限る。)の長さの合計が八キロメートル以上であるものに限る。)
	ハ 土地改良法(昭和二十四年法律百九十五号)第二条第二項第一号の農業用道路(以下この八及び二において「農業用道路」という。)の新設の事業(車線に相当する部分の幅員の合計が五・五メートル以上であり、かつ、長さが八キロメートル以上である農業用道路を設けるものに限る。)
	ニ 農業用道路の改築の事業であって、車線に相当する部分の幅員の合計を増加させるもの(改築後の車線に相当する部分の幅員の合計が五・五メートル以上であり、かつ、車線に相当する部分の幅員の合計が二・七五メートル以上増加する部分の長さが八キロメートル以上であるものに限る。)
	ホ 林道の新設の事業(車線に相当する部分の幅員の合計が四メートル以上であり、かつ、長さが八キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)
	ヘ 林道の改築の事業であって、車線に相当する部分の幅員を増加させるもの(改築後の車線に相当する部分の幅員の合計が四メートル以上であり、かつ、長さが八キロメートル以上であるものに限る。)
	イ 河川法第三条第二項のダムの新築の事業(河川管理施設等構造令(昭和三十二年政令第九十九号)第二条第二号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位)における貯水池の水面の面積が十ヘクタール以上であるものを設けるものに限る。)
	ロ 河川法第三条第二項のダムの増築の事業(増築に係る部分の貯水池の水面の面積が十ヘクタール以上であるものを設けるものに限る。)

十 条例別表第一第四号に掲げる事業	<p>イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道(懸垂式鉄道、跨[こ]座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条の新幹線鉄道及び同法附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線を除く。ロ及びハにおいて「普通鉄道」という。)の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが五キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)</p> <p>ロ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが五キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>ハ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。二において「新設軌道」という。)の建設の事業(長さが五キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。)</p> <p>ニ 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが五キロメートル以上であるものに限る。)</p>
十一 条例別表第一第五号に掲げる事業	<p>イ 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第七十五条第一項の陸上空港等(ロ及びハにおいて「陸上空港等」という。)及びその施設の設置の事業</p> <p>ロ 滑走路の新設を伴う陸上空港等及びその施設の変更の事業</p> <p>ハ 滑走路の延長を伴う陸上空港等及びその施設の変更の事業(滑走路を三百七十五メートル以上延長するものに限る。)</p>
十二 条例別表第一第六号に掲げる事業	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場(ロにおいて「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場(ロにおいて「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が三ヘクタール以上増加するものに限る。)</p>
十三 条例別表第一第七号に掲げる事業	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
十四 条例別表第一第八号に掲げる事業	土地区画整理事業である事業(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
十五 条例別表第一第九号に掲げる事業	新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
十六 条例別表第一第十号に掲げる事業	新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
十七 条例別表第一第十一号に掲げる事業	流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
十八 条例別表第一第十二号に掲げる事業	土、砂利、岩石、鉱物等の採取(河川法に基づく河川の管理に係るものを除く。)の事業(事業の用に供する区域の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
十九 条例別表第一第十三号に掲げる事業	墓地又は墓園の造成事業(敷地の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
二十 条例別表第一第十四号に掲げる事業	学校用地の造成事業(敷地の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
二十一 条例別表第一第十五号に掲げる事業	レクリエーション施設用地の造成事業(敷地の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
二十二 第五条第一号に掲げる事業	宅地の造成の事業(敷地の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)
二十三 第五条第二号に掲げる事業	森林において土地の形質の変更を行う事業(行為に係る土地の面積が一・五ヘクタール以上であるものに限る。)

備考 条例第五条第一項又は第八項の規定による富士山景観配慮地区の指定又は変更に係る手続と併せてこの表一の項イ、六の項イ又は七の項イの規定によりこれらの規定に規定する工作物の規模を定める手続をすときは、当該指定又は当該変更に係る手続において同条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により公衆の縦覧に供される指定の案を富士山景観配慮地区とみなして、同表一の項イ、六の項イ又は七の項イの規定(工作物の規模を定める手続に係る部分に限る。)を適用する。